

行政相談所開設のお知らせ

総務省の「行政相談」は、国の行政機関や独立行政法人、特殊法人及び認可法人の仕事、県、市町村の仕事で法定受諾事務に該当するもの・補助を受けて行なっているものやその手続きなどに関して、皆様の苦情や意見、要望を受けて行政運営の改善などを図っています。

今回、下記日程で行政相談所を開設いたします。

相談方法は、口頭、電話、手紙のいずれでも結構です。ご相談は無料で親切にお聞きし、秘密は守られます。

☆ 日 時 6月8日(火) 10:00～15:00まで

場 所 尻労部落事務所

電話 47-2150

相談員 五十嵐みさ子

東通村大字尻労字尻労32番地

自宅電話 47-2725



五十嵐みさ子相談員

☆ 青森行政評価事務所（担当窓口：行政相談課）

郵便番号 030-0801

住 所 青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎4階

電 話 017-734-3354 FAX 017-734-3355

「消えた年金」問題 年金記録の回復が早くなります

次の基準に当てはまる方は、年金記録確認第三者委員会で審議することなく、年金事務所の調査で、記録を回復できます。

年金事務所で迅速に記録を回復できる基準が新たに追加されました

1. 厚生年金 ～標準報酬月額の改ざんの疑い～

○6ヶ月以上さかのぼって標準報酬月額が大きく引き下げられている記録が事実と反していると疑われるなどの条件を満たす場合

2. 厚生年金 ～脱退手当金の誤った支給記録～

○昭和49年まで発行されていた厚生年金の被保険者証に、脱退手当金を支給した表示（**脱**）がないなどの条件を満たす場合

○脱退手当金の支給日より前にその計算基礎にされていない厚生年金の期間があるなどの条件を満たす場合

3. 国民年金 ～2年以下の記録もれ～

○保険料納付記録がもれていると思われる期間が2年以下であって、その他の期間は納付済みであるなどの一定の条件を満たす場合

このほかにも、確定申告書の控えが残っている場合や、お勤めの事業所が廃止された後に厚生年金の加入記録がさかのぼって変更されている場合などの回復基準があります。

◎お問い合わせ先

厚生労働省・日本年金機構むつ年金事務所

〒035-0071 青森県むつ市小川町2-7-30

電話 0175-22-4947